

◎不正な行為を行った下記業者について、1ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

### 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：丸昭建設株式会社  
業者の住所：熊本県人吉市西間上町2479-1
- 指名停止措置期間：令和7年4月23日～令和7年5月22日  
(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要  
本件は、丸昭建設(株)が受注した八代復興事務所事務所発注の「R6人吉市道中神大柿線災害復旧天狗橋外護岸工事」において、令和6年12月23日に発生した工事関係者事故である。  
バックホウオペレーターがバックホウの動きを制止するため安全レバーを操作しようとした際、作業服の左袖が操作レバーに引っかかりアームが意図しない動作となった結果、付近で作業していた被災者の両脚大腿部がバックホウのバケットと床掘斜面の間に挟まれ引きずりあげられた形となり負傷したものである。  
被災状況：1名 両大腿骨骨幹部開放骨折、両大腿動脈損傷
- 指名停止措置理由  
当該業者たる丸昭建設(株)が八代復興事務所事務所発注の「R6人吉市道中神大柿線災害復旧天狗橋外護岸工事」において、工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「措置要領」と総称する。)の別表第1第7号(下記参照)に該当する。  
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

#### <措置要領別表第1>

措置要件	期間
7 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局(福岡市博多区博多駅東2-10-7)

代表：092-471-6331

総務部契約課長 本松 泰典 (内線 2511)

(契約課直通：TEL092-476-3509)

企画部技術管理課長 後川 英樹 (内線 3311)

(技術管理課直通：TEL092-476-3546)

港湾空港関係

総務部契約管理官 久永 陽一 (内線 290)

(経理調達課直通：TEL092-418-3345)